

令和7年度夕張市の地方債許可（第2次分）について

令和8年2月
自治財政局財務調査課

1 財政再生団体の起債許可について

財政再生団体である夕張市が地方債の起債をする場合は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「健全化法」という。）第13条第1項の規定に基づき、総務大臣が許可をする。

2 令和7年度夕張市地方債許可申請額（第2次分）

（単位：千円）

事業区分	許可申請額	資金区分
公営住宅建設事業	46,300	地方公共団体金融機構
緊急防災・減災事業	18,100	地方公共団体金融機構
緊急自然災害防止対策事業	26,800	地方公共団体金融機構
過疎対策事業	151,000	地方公共団体金融機構
公共用地先行取得等事業	171,300	銀行等引受
下水道事業	3,300	銀行等引受
合計	416,800	

3 対応案

(1) 健全化法第13条第2項において、財政再生計画につき総務大臣の同意を得ている財政再生団体についての許可は、以下を勘案して行うものとされている。

- ① 当該財政再生計画に定める各年度ごとの歳入に関する計画その他の地方債に関連する事項
- ② 当該財政再生計画の実施状況

このことに関し、

- ・ 各事業債については、令和7年度の財政再生計画に計上された事業に基づく申請であり、一般会計分における申請額（413.5百万円）も財政再生計画の計上額（430.7百万円）に収まっている。また、交付税措置を除いた将来の純粋な地方負担額も当初想定した額を下回ることから、本申請により財政再生計画に定めた健全化判断比率の見通しが悪化することはないと見込まれる。
- ・ 財政再生計画の実施状況については、再生振替特例債の償還が着実に進むとともに、健全化判断比率も順調に推移しており、着実に実施されている。

(2) 令和7年度地方債同意等基準において、財政再生計画の内容が適当なものであり、また、その実施が着実に行われている財政再生団体については、特に制限する必要があるものを除き、同意基準と同様の内容の基準によって許可を行うものとされている。

このことに関し、本申請について、同意基準に照らし審査した結果、いずれの事業債についても基準を満たしているものと認められる。

(3) (1)及び(2)より、夕張市の申請について許可することとしたい。

4 許可通知日

令和8年3月11日（水）予定